

大空町に所在する国土交通省東京航空局女満別空港出張所等に勤務する国家公務員の宿舎の存続を求める要望意見書

国は、国家公務員宿舎の削減のあり方に関する具体的方向性を検討するため「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」を設置し、昨年12月には具体的な削減計画がまとめられました。

本町には、国土交通省東京航空局女満別空港出張所等に勤務する職員が入居する国土交通省所管の国家公務員宿舎が所在し、さきにまとめられた削減計画の中では、当該宿舎も廃止を決定した宿舎の一つとして示されています。

本町においては、当該宿舎が廃止されることによって、その部分の受け皿となる住宅等を十分に確保することが難しい状況にあることから、人口・世帯の減少や、さらには地域経済に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。

国家公務員宿舎に関しては国が検討すべき課題であり、今回の削減計画策定にあたっては、東日本大震災の復興計画、政府の危機管理体制、国家公務員の処遇や宿舎の維持管理方針なども関係しているものと理解しますが、宿舎の所在する本町に対して事前の情報提供や十分な協議もされないまま廃止を決定したことは地元自治体への配慮に欠けており、誠に遺憾であります。

空港があるまち「大空町」として、航空行政関係者が町内に居住することは、空港及び地域の活性化のために欠かせない大きな柱の一つとして位置づけております。

よって、国においては、国家公務員宿舎の廃止によって地元自治体が受ける影響を勘案し、その状況や意向等を削減計画における重要なポイントとして、当該計画を地域の実情に配慮して見直すとともに、廃止が決定された本町に所在する国家公務員宿舎を存続させることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月15日

大空町議会議長 後藤 幸太郎